

# 犯罪被害者に支援の手を！



犯罪被害者週間 11月25日～12月1日

犯罪は、何の前触れもなく、ある日突然襲ってきます。被害者にとって、「自分の気持ちを分かってくれる人が近くにいる」ことが大きな支えとなり、「身近な人のやさしさや温かい心配り」が何よりも心の支えとなります。被害者の声に耳を傾け、「私たちにできること」や「命の大切さ」について考えることから始めませんか？



岐阜県警察 犯罪被害者相談室

※相談時間 平日8時30分～午後5時15分

0120-870-783 携帯の方は、058-277-3783

性犯罪被害者相談電話(ハートさん) ※相談時間 24時間

#8103

つながらない時は 0120-72-8103 または 058-273-6503



パトロール瑞浪

令和6年

11月号

多治見警察署  
瑞浪交番

## 狩猟解禁と狩猟事故防止の 注意啓発について

岐阜県では11月1日から狩猟期間となります！

※狩猟期間になると、狩猟免許を取得している狩猟者が、イノシシ等を捕獲するため山林等で猟銃等を発砲したり、わなを仕掛けたりできるようになります。



### 狩猟期間

狩猟期間は11月15日から2月15日までですが、岐阜県では、**イノシシ及びニホンジカ**の狩猟に限り、以下のとおり狩猟期間が延長されています！

【11月1日～11月14日】・・・わな猟のみ可能(※とめさしのみ猟銃等使用可)

【2月16日～3月15日】・・・わな猟及び銃猟が可能

(わな猟の「箱わな」は、ツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る)

※「とめさし」とは、網やわなにかかった鳥獣を安全確実に捕らえるため、猟銃等でとめを刺すことです。

～狩猟者の皆さんへ～

狩猟できる場所は、狩猟者だけの場所ではありません。必ず周囲への目配り気配りをお願いします。